

令和 8 年度 御代田町部活動地域展開体制整備事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

令和 8 年度 御代田町部活動地域展開体制整備事業業務委託

2 業務の概要

(1) 業務目的

御代田町では、御代田中学校 1 校（生徒数約 400 名、運動部 9、文化部 3）を対象として、休日の学校部活動を順次地域クラブ活動へ移行し、令和 8 年度末を目途に休日の地域展開を完了させることを目指している。令和 7 年度には、地域クラブ活動の実施、指導者研修、部活動運営委員会等を通じて、地域展開に向けた実践と課題整理が進められた。

本業務は、これまでの取組を踏まえ、令和 8 年度における地域クラブ認定制度の設計・運用準備、関係者間の合意形成、事務局機能の整備及び地域展開の伴走支援を行い、持続可能で安全・安心な地域クラブ活動の体制を構築することを目的とする。特に、休日の地域展開を着実に進めるとともに、令和 10 年度頃を見据えた平日の地域展開に向けたロードマップと準備基盤を整える。

(2) 契約期間

契約締結日の翌平日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

(3) 本業務における対象校及び対象クラブ数

①対象校

御代田町立御代田中学校

②対象クラブ数

運動部 9

文化部 3

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として決定した者の提案内容に応じて双方協議の上、変更することができるものとする。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(6) 委託上限額

総額 3, 0 0 0, 0 0 0 円

※上記委託上限額は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額であり、見積書を提出する際には、当該上限額を超えてはならない。

※委託上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。

(7) 担当

- ①担当部署 御代田町教育委員会社会体育係
- ②所在地 〒389-0292 長野県北佐久郡御代田町大字御代田 4107-72
- ③連絡先 (電話) 0267-32-6114 (FAX) 0267-32-6114
(電子メール) shatai@town.miyota.lg.jp

3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日から契約の候補者決定の日までの間において、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 御代田町建設工事等入札参加資格者等に係る指名停止要綱又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(4) 本業務公告日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出していない者

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(7) 法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)、地方税法(法人事業税)(昭和25年7月31日法律第226号)、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税金を滞納していないこと。

(8) 長野県内に本店、支店又は営業所が所在していること。

(9) その他業務を適切かつ的確に履行できる体制を有しており、本町の指示に柔軟に対応できること。

4 プロポーザル募集から契約締結までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

公募開始の公告	令和8年9月1日
質問受付締切	令和8年9月9日
質問回答日	令和8年9月14日
参加意思表明書等の受付締切	令和8年9月18日
企画提案書等の受付締切	令和8年9月25日

審査（プレゼンテーション）	令和８年９月３０日頃
審査結果通知発送	令和８年１０月上旬
契約締結	令和８年１０月上旬
業務開始	令和８年１０月中旬

5 募集方法

（１）公募開始の公告年月日

令和８年９月１日（火）

（２）実施要領等の配布方法

印刷物の配布は行わないため、町ホームページからダウンロードすること。

6 質問及び回答

（１）質問書の提出

本業務に関して質問がある場合は、様式１「質問書」により提出すること。

① 提出方法

電子メールにより、shatai@town.miyota.lg.jp まで提出すること。

※件名に【(会社名)：御代田町部活動地域展開体制整備事業業務委託質問書】

と記載すること。

※提出した場合は、行き違い防止のため、提出した旨の電話連絡を行うこと。

② 質問受付期間

公告日から令和８年９月９日（水）午後５時００分まで

（２）質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和８年９月１４日（月）までに御代田町ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱う。

7 参加意思表示

本プロポーザルに参加を希望する者は、あらかじめ参加申込書類を提出することにより、参加表明を行うものとする。

（１）受付締切

令和８年９月１８日（金）午後５時００分（必着）

（２）提出場所

御代田町町教育委員会社会体育係（御代田町 B&G 海洋センター内）

〒384-0206 御代田町大字御代田 4107-72

（３）提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、事前に来庁時間を連絡すること。なお、郵送の場合

は封筒表面に「御代田町部活動地域展開事業参加申請書在中」と朱書きすること。

(4) 提出書類(1部)

参加意思表明書(様式2)

8 企画提案書等の提出

(1) 受付締切

令和8年9月25日(金)午後5時00分

(2) 提出場所

御代田町教育委員会社会体育係(御代田町 B&G 海洋センター内)

〒384-0206 御代田町大字御代田 4107-72

(3) 持参又は郵送とする。持参の場合は、事前に来庁時間を連絡すること。なお、郵送の場合は封筒表面に「御代田町部活動地域展開事業企画提案書在中」と朱書きすること。

(4) 提出書類

用紙の企画は A4 版又は A3 版とし、A3 版は A4 版に折り込み、以下の順でインデックスを付け、フラットファイルに綴じたものを、正本1部、副本5部提出すること。

① 企画提案書等提出届(様式6)

② 企画提案書(A4版、6頁以内)

「御代田町部活動地域展開体制整備事業業務委託仕様書」の業務内容に沿って本業務に対する取り組み、手法等について提案すること。また、仕様書に示した内容以外にも有益な提案があれば記載すること。

③ 業務の実施体制(任意様式)

本業務を実施するにあたっての実施体制を図で示し、特にアピールしたい組織体制上の優位性があれば明記すること。

④ 工程表(任意様式)

基本的な取り組み及びスケジュールについて記載すること。

⑤ 見積書

- ・消費税率は10%として見積もること。
- ・本実施要領中の2(6)に示した委託上限額を超えないこと。
- ・提出された見積書の金額は、契約金額を担保するものではない。正式な契約金額は、契約候補者となった者と契約協議を行う中で再度見積書を徴取し決定する。

⑥ 法人の概要(様式3)

⑦ 業務実績調書(様式4)

・国または地方公共団体が発注した本業務に活かすことができると考えられる契約業務を直近の契約から記載すること。ただし、提出期限から過去2年分に限る。

⑧業務主任担当者調書(様式5)

- ・本業務を実施する際の業務主任担当者を記載すること。
- ・様式４で記載した業務実績で担当した業務や、本業務に関連する業務担当実績を記載すること。
- ・これまでの経歴や実績、能力等から、本業務に関してアピールできる点を記載すること。

⑨納税証明書

- ・申請日以前３カ月以内の証明日のものであること（写しでも可）。

（５）企画提案書全般に係る留意事項

- ①参加希望者１者につき、提案は１件とする。
- ②提出された書類は返却しない。
- ③提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- ④提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ⑤提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑥提出された企画提案書を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

９ 参加の辞退

プロポーザルの参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに電話などで辞退する旨を連絡のうえ、参加辞退届（様式７）を書面にて提出すること。

１０ 事業者の選定

（１）審査方法

審査は審査員が行い、次の審査の結果（合計得点）により、総合的に最も優れた受託者を選定する。

（２）プレゼンテーション審査

令和８年９月３０日頃にプレゼンテーションによる審査を実施する。

プレゼンテーション審査は１者につき３０分（提案２０分、質疑１０分）とし、出席者は業務主任担当者調書（様式５）に記載した者を含む３人以内とする。また、内容は提出した企画提案書により行うものとし、追加資料の配布や使用は認めない。開催日及び開催時間などの詳細は決まり次第メールで通知する。なお、スクリーン及びプロジェクター（HDMI ケーブル含む）は町において用意するが、その他必要な機材は提案者が用意すること。次の８つの観点から総合的に評価する。評価の視点及び配点（８０点満点／委員）は次のとおりとする。

観点・評価項目	評価の視点	配点	
業務実績	本業務と同種又は類似の業務実績があり有益な実績を有しているか。	10	80
業務主任担当者の実績	本業務に関する専門性、業務実績を有しているか。	10	
業務内容全般	地域クラブ認定制度の設計・運用準備について具体的、かつ実現可能な提案となっているか。	10	
	地域展開の伴走支援・運営体制整備について具体的、かつ実現可能な提案となっているか。	10	
	指導者・関係者への説明及び研修支援について具体的、かつ実現可能な提案となっているか。	10	
	保護者・生徒への情報提供及び意向把握について具体的、かつ実現可能な提案となっているか。	10	
	事務局機能の整備について具体的、かつ実現可能な提案となっているか。	10	
経費、その他	適切な見積金額が提示されているか。 独自の取り組み又は具体的かつ実現可能な追加提案はあるか。	10	

(3) 企画提案者が1者又はない場合の取り扱い

企画提案者が1者の場合も審査を行い、業務が適切に実施できると判断される場合は、業務委託候補者として選定する。なお、業務が適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

(4) 選定結果の通知

①審査結果は文書で通知する。なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとなる。

②審査及び選考結果に係る問い合わせには応じない。

③提案者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てすることはできない。

(5) 審査結果の公表

町ホームページにおいて、優先交渉権者を公表する。

1 1 契約

優先交渉権者を随意契約の相手方として契約を締結する。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点が高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。